

Net119 緊急通報システム利用規約

美唄市消防本部(以下「消防本部」という。)が提供する Net119 緊急通報システム(以下「Net119」という。)を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限りご利用ください。

1 利用条件

- (1) 利用対象者は、聴覚障がい又は言語障がい等により音声による 119 番通報が困難な方で、美唄市内に居住又は通勤、通学されている方、又は消防長が特に必要があると認める方。

音声による通報が可能な方は音声による 119 番通報をご利用ください。

- (2) Net119 の利用には、事前に登録申請が必要です。(申請書又はインターネット登録による申請)
 - (3) 第三者が正規の利用者になりすまして“いたずら通報”が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない機種スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット(以下、「携帯通信端末」という。)では、Net119 が利用できない場合があります。
 - (4) 利用に当たっては、GPS を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯通信端末が必要となります。
 - (5) 消防本部が通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できないと対応が難しい場合がありますので、通報時は GPS を ON に設定してください。
- 【重要】** 通報が必要な緊急時には、GPS の設定を変更することが困難な場合があるため、常に ON にしておくことをお勧めします。
- (6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、net119.speecan.jp ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。(操作方法が不明な時は通信事業者等にご相談ください)
 - (7) 緊急時以外の問い合わせには使用出来ません。ただし、認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

2 利用者登録

- (1) 複数の携帯通信端末をご利用の場合は、1 台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用者登録に当たっては、通報を受けた消防本部が迅速に対応するため、次の情報の登録が必要になります。

- ア 住所
- イ 氏名(フリガナ)
- ウ 性別
- エ 生年月日
- オ FAX 番号(なければ不要)
- カ 電話番号(なければ不要)
- キ 携帯通信端末
- ク メールアドレス
- ケ 障がい内容
- コ よく行く場所(なければ不要)

(3) 通報時に体調不良等の理由により詳細通報場所を消防本部に伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために、次の情報を登録することができます。いざという時に、通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをお勧めします。

- ア 緊急連絡先の住所
- イ 緊急連絡先の氏名(フリガナ)
- ウ 緊急連絡先の電話番号
- エ 緊急連絡先の FAX 番号
- オ 緊急連絡先と利用者の関係
- カ 利用者の医療情報等

(4) 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなった際は、緊急連絡先に登録された方に問い合わせを行う場合があります。

【重要】 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に登録される方の同意を得てください。

(5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。(登録変更・廃止申請書が必要になります)

- ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合
- イ 携帯通信端末の機種変更を行った場合
- ウ 利用者登録を廃止したい場合

(6) 申請時には本人確認が出来る氏名、現住所、生年月日等の記載されている公的書類のコピーを1部提出してください。(身体障がい者手帳、運転免許証、住民票、健康保険証等)また、インターネットによる登録には、本人確認ができる書類データのアップロードが必要になります。

3 個人情報の取り扱い

(1) 登録された個人情報につきましては、Net119 を利用した緊急通報に係る業務

の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

- (2) 美唄市外から通報が行われた際、その場所を管轄する消防本部へ通報を転送します。登録されている利用者情報も含めて転送する場合があります。
- (3) 管轄消防本部から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供する場合があります。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、消防本部までご連絡ください。なお、利用停止手続の際に、登録者様のご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- (5) 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net119 の運用保守及び消防活動の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (6) Net119 の事業者に変更がある場合には、変更後の事業者により事前登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者からは消去します。

4 通報時における注意事項

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPSによる現在地情報が消防本部に送られます。

GPS が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットは絵文字等を使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、消防本部から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

5 利用料金

Net119 は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

6 サービスが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。
- (2) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

7 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、消防本部に接続されることはありませんので、ご心配なくご利用ください。
- (2) 利用する携帯通信端末は、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

8 問い合わせ先

美唄市消防署通信係

電話番号：0126-66-2226

FAX：0126-66-2228

メールアドレス：shobo-tsushin@city.bibai.lg.jp